

認定通関業者用申告官署の自動補完機能について

1. 概要

輸出入申告官署の自由化の実施に伴い、認定通関業者は貨物の蔵置場所を管轄する税関官署（以下「蔵置官署」という。）以外の官署（以下「非蔵置官署」という。）に対して、輸出入申告が可能となります。

NACCSでは申告業務のあて先官署に税関官署コードを入力しない場合は、システムで蔵置官署の税関官署コードが自動補完されるため、非蔵置官署に申告する場合は、輸出入申告の都度あて先官署に非蔵置官署の税関官署コードを入力する必要があります。

このため、一の官署にのみ輸出入申告を行う認定通関業者の利便性を考慮して、あらかじめ認定通関業者用申告官署をシステムに登録することにより、輸出入申告のあて先官署に当該税関官署コードが自動補完される機能を提供します。

2. 本機能が利用できる申告業務

- ・「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- ・「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
- ・「石油製品等（総保出）輸入申告事項登録（MWA）」業務
- ・「輸出申告事項登録（EDA）」業務
- ・「輸出許可内容変更申請事項登録（EAA）」業務
- ・「輸出取止め再輸入申告事項登録（EEA）」業務
- ・「機用品蔵入等承認申請事項登録（CTA）」業務
- ・「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」業務
- ・「輸出マニフェスト通関申告（MEC）」業務
- ・「輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請（MAF）」業務
- ・「本船・ふ中扱い承認申請事項登録（HFA）」業務
- ・「本船・ふ中扱い承認申請（HFC）」業務

3. 官署決定の優先順位

輸出入申告業務において、あて先官署等の入力内容により以下の(1)、(2)の順で申告官署が決定される。

- (1) あて先官署に税関官署コードを入力した場合は、入力された官署とする。なお、一般の通関業者が通関予定蔵置場を管轄する税関と異なる官署を入力した場合は、輸出入者がAEO輸出入者である場合等を除き業務処理がエラーとなる。
- (2) あて先官署コードを入力しない場合は、以下の①から③の順で申告官署が決定される。
 - ① 「申告先種別コード」欄に「T（特別通関貨物）」を入力した場合は、通関予定蔵置場を管轄する特別通関貨物を受付ける官署とする。「R（緊急通関貨物）」を入力した場合は、通関予定蔵置場を管轄する官署とする。
 - ② 以下の条件をすべて満たす場合は、認定通関業者用申告官署とする。
 - ・申告等予定者または入力者が認定通関業者であること。
 - ・申告等予定者または入力者について認定通関業者用申告官署がシステムに登録されていること。
 - ③ 通関予定蔵置場を管轄する官署とする。

4. 本機能利用のための手続き等

本機能を利用する場合は、NACCSセンターへの申込みが必要となります。申込手続きについては、「認定通関業者用申告官署の登録申込にかかる手続きについて」を参照ください。

以上